

小規模多機能施設 なの花 かさい

契 約 書

令和6年6月1日改訂版

様（以下「契約者」という）と小規模多機能施設なの花かさい（以下「事業者」という）は、契約者が事業者から提供される小規模多機能型居宅介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結します。

## 第一章 総則

### 第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者が住み慣れた地域での生活を継続し、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、第4条に定める小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施するサービスの内容、事業所の概要、利用料金などの重要事項は、後述の「重要事項説明」に定めるとおりとします。

### 第2条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。ただし、契約期間満了の1か月前までに契約者から文書による契約終了の申し入れが無い場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

### 第3条（居宅サービス計画及び小規模多機能居宅介護計画の決定・変更）

- 1 事業者の管理者（以下、「管理者」という）は、事業所の介護支援専門員（以下、介護支援専門員という）に契約者の居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させることとします。
- 2 介護支援専門員は、契約者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、援助の目標、当該援助の目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成します。
- 3 事業者は、居宅サービス計画および小規模多機能型居宅介護計画について、契約者およびその家族に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 4 事業者は、契約者の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、援助目標や具体的なサービス内容を変更する必要がある場合、または契約者もしくはその家族等の要請に応じて、居宅サービス計画および小規模多機能型居宅介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して小規模多機能型居宅介護計画を変更するものとします。
- 5 前項の変更に際して、医療系サービスなど居宅サービス計画の変更が必要

- となる場合は、速やかに関係事業者に連絡するなど必要な援助を行います。
- 6 事業者は、小規模多機能型居宅介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、同意を得た上で決定するものとします。

#### 第 4 条（介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業者のサービス拠点において、契約者に対して日常生活上の世話及び機能訓練を提供するサービス（以下、「通いサービス」という）、契約者の居宅に訪問して介護等を行うサービス（以下、「訪問サービス」という）、及び事業者のサービス拠点等に宿泊するサービス（以下、「宿泊サービス」という）を柔軟に組み合わせ、小規模多機能居宅介護計画に沿って提供します。

## 第二章 サービスの利用と料金の支払い

### 第 5 条（サービス利用料金の支払い）

- 1 事業者は、契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、契約者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、「介護保険給付額」という。）の限度において契約者に代わって市町村から支払いを受けます。
- 2 契約者は、第 4 条に定めるサービスについて、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付費額を差し引いた差額分（自己負担分：サービス利用料金の 1 割、2 割もしくは 3 割）を事業者に支払うものとします。但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金全額をいったん支払うものとします。（要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い））
- 3 本サービスの利用料は月額制とします。月途中から登録した場合、または月途中から登録を終了した場合、契約者は登録した期間に応じて日割りした料金を事業者に支払います。
- 4 月途中に要介護度が変更になった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。
- 5 前項のほか、契約者は以下の料金を事業者に支払うものとします。
  - ① 通常の事業の実施地域以外の利用者に対する送迎費及び交通費
  - ② 食事代
  - ③ おむつ代
  - ④ 宿泊にかかる費用
  - ⑤ 小規模多機能居宅介護サービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、契約者に負担して

いただくことが適当と認められる費用。

- 6 前5項に定めるサービス利用料金は1ヶ月ごとに計算し、契約者はこれを翌月27日までに支払うものとします。
- 7 27日に口座振替ができない場合、もしくは支払が同月に確認できない場合は延滞料（年利4.5%）が発生する場合があります。

#### **第6条（利用の中止、変更、追加）**

- 1 契約者は、利用期日前においてサービスの利用を中止、変更もしくは新たなサービスの利用を追加することが出来ます。この場合には、原則としてサービスの実施日の前日までに事業者申し出るものとします。
- 2 事業者は、前項に基づく契約者からのサービスの利用の変更の申し出に対して、従業員の稼働状況により、契約者の希望する日時にサービス提供が出来ない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議するものとします。

#### **第7条（利用料金の変更）**

- 1 第5条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更できるものとします。
- 2 第5条第5項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して変更を行う1ヵ月前までに説明をした上で、当該サービスの利用料金を相当な額に変更することができるものとします。
- 3 契約者は、前項の変更同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

### **第三章 事業者の義務**

#### **第8条（事業者及びサービス従事者の義務）**

- 1 事業者及び従業者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は、契約者の健康管理を適切に行うため、主治医との密接な連携に努めるものとします。
- 3 事業者は、現に小規模多機能型居宅介護サービスの提供を行っているとき、利用者に容態の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに契約者の主治医に連絡を取るなど必要な対応を講じます。
- 4 事業者は、自ら提供する小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るものとします。

- 5 事業者は、事業の運営にあたって、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の交流を図るものとします。
- 6 事業者は、契約者に対する小規模多機能型居宅介護の提供に関する記録を作成し、それを 5 年間保管し、契約者または代理人の請求に基づいてこれを閲覧させ、またはその複写物を交付するものとします。

#### **第 9 条（守秘義務等）**

- 1 事業者及び従業者は、サービスを提供する上で知り得た契約者及びその家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。
- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要がある場合には医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前 2 項に関わらず、契約者に係る他の介護サービス事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者またはその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

### **第四章 損害賠償（事業者の義務違反）**

#### **第 10 条（損害賠償責任）**

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。  
但し、契約者に故意または過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

#### **第 11 条（損害賠償がなされない場合）**

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

1. 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
2. 契約者が、サービスの実施のために必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
3. 契約者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事

- 由にもっぱら起因して損害が発生した場合
4. 契約者が、事業者及び従業員の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合
  5. ・噴火等の天災その他自己の責任に帰すべからざる事由により損害発生した場合

#### **第12条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）**

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責任に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

### **第五章 契約の終了**

#### **第13条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）**

- 1 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い、事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
  - ① 契約者が死亡した場合
  - ② 契約者が入院し、1か月を超え退院の見通しが不明の場合
  - ③ 要介護認定により契約者の心身の状況が自立と判定された場合
  - ④ 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
  - ⑤ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
  - ⑥ 第14条から第16条に基づき本契約が解約または解除された場合
- 2 事業者は、前項①号を除く各項により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、おかれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

#### **第14条（契約者からの中途解約）**

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の1か月前までに事業者に通知するものとします。
- 2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
  - ① 契約者が入院した場合
  - ② 契約者が加西市外へ転居した場合

#### **第15条（契約者からの契約解除）**

契約者は、事業者または従業員が以下の事項に該当する行為を行った場合に

は、本契約を解除することができます。

- ① 事業者もしくは従業者が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ② 事業者もしくは従業者が、第9条に定める守秘義務に違反した場合
- ③ 事業者もしくは従業者が、故意または過失により契約者またはその家族等の身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい背信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場

#### **第16条（事業者からの契約解除）**

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- ① 契約者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知などを行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 契約者による第5条第1項から第5項に定めるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 契約者が、故意または重大な過失により事業者または従業者の生命・財産・信用等を傷つけ、または著しい背信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

#### **第17条（清算）**

第13条第1項第2号から第5号により本契約が終了した場合において、契約者が、既に実施されたサービスに対する利用料金支払義務その他事業者に対する義務を負担している場合は、契約終了日の翌月10日までに清算するものとします。

## **第六章 その他**

#### **第18条（苦情処理）**

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適性に対応するものとします。

#### **第19条（社会情勢及び天災）**

1. 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、乙の義務の履行が難しい場合は、日程・時間などの調整をさせていただく場合があります。
2. 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、乙の義務履行が遅延、もしくは不能になった場合、それによる損害賠償責任を乙は負わないものとします。

**第 20 条 (協議事項)**

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとしします。

以上の契約を証するため、本書 2 通を作成し、契約者、事業者が記名捺印の上、各 1 通保有するものとしします。

契約締結日 令和 年 月 日

事業者 所在地 〒675-2332 加西市鎮岩町 4 8 2 番地の 1  
事業者名 小規模多機能施設 なの花 かさい

管理者 三船 由香 印

説明者 印

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

親族及び代理人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

(本人との続柄: \_\_\_\_\_ )

小規模多機能施設 なの花 かさい  
重要事項説明書

〒675-2332 加西市鎮岩町482番地の1

小規模多機能施設 なの花 かさい

令和6年6月1日 改定

## 「小規模多機能施設 なの花 かさい重要事項説明書」

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(指定 第 2892600038 号)

当事業所はご契約者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として加西市に住所を有する方で、要介護認定の結果「要介護」「要支援」と認定された方が対象となります。

### 1 事業者

事業者名	有限会社 ウェルビー
所在地	加西市鎮岩町 482 番地の 1
連絡先(代表)	TEL : 0790-46-0735 FAX : 0790-46-1735
法人種別	有限会社
代表者	代表取締役 三船 由香
法人の行う他の業務	介護サービス事業 : 特定福祉用具販売・貸与・住宅改修事業 小規模多機能居宅介護事業

### 2 事業所の概要

#### (1) 小規模多機能型居宅介護事業

平成 21 年 11 月 16 日指定 加西市 2892600038 号

#### (2) 事業所の目的

住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い利用者が自宅で可能な限り暮し続けられるよう在宅生活の支援を目的としています。

#### (3) 事業所の名称

小規模多機能施設 なの花 かさい

#### (4) 事業所の所在地

〒675-2332 加西市鎮岩町 4 8 2 番地の 1

#### (5) 電話番号

0790-46-1787

(6) 事業所（管理者）氏名 三船 由香

(7) 当事業所の運営方針

利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援します。

(8) 開設年月 平成 21 年 11 月 16 日

(9) 登録定員 28 名

(10) 居室等の概要

当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類		室数	備考
宿泊室	個室	洋室	9 室
		和室	0 室
	合計	5 室	
デイルーム		1	
台所		1	
浴室		1	
消防設備		消火器 , スプリンクラー、自動火災報知設備	

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、指定小規模多機能型居宅介護支援事業所に必置が義務付けられている施設・設備です。

### 3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域

加西市以外の地域の方は原則として当事業所のサービスを利用できません。

(2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
通いサービス	月～日 7:00～21:00
訪問サービス	月～日 24 時間
宿泊サービス	月～日 21:00～7:00

※ 受付・相談については、平日の 9 時～17 時。

## 4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

従業者の職種	常勤	非常勤	指定基準	職務の内容
1. 事業所長(管理者)	1人	人		運営責任
2. 介護支援専門員	1人以上	人		サービスの調整・相談業務
3. 介護職員 (介護福祉士)	8人程度 6人程度	8人程度	3:1以上	日常生活の介護全般
4. 看護師 (准看護師)	1人以上	0人		健康チェック等の医務業務

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 管理者	9:00-18:00
2. 介護支援専門員	7:00-16:00, 9:00-18:00
3. 介護職員	早出 7:00-16:00、日勤 9:00~18:00、遅出 12:00~21:00 夜 勤 21:00~7:00
4. 看護職員	7:00-16:00、9:00~18:00

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下の2つの場合があります。

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合 (介護保険の給付の対象となるサービス)
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 (介護保険の給付の対象とならないサービス)

### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス (契約書第4条参照)

以下のサービスについては、利用者様の所得によって、利用料金の9割8割、若しくは7割が介護保険から給付され、利用者の自己負担は対象費用の1割、2割もしくは3割の金額となります。ア～ウのサービスを具体的にどのような頻度、内容で行うかについては、ご契約者と協議の上、小規模多機能型居宅介護計画に定めます((5)参照)。

<サービスの概要>

### ア 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や、排泄等の日常生活上のお世話や生活機能訓練を提供します。

#### ① 食事

- 食事の提供及び食事の介助をします。

- ・調理場で利用者が調理することができます。
- ・食事サービスの利用は任意です。

② 入浴(入浴サービスの利用は任意です)

- ・入浴または清拭を行います。
- ・衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。

③ 排泄

- ・利用者の状況に応じて適切な排せつの介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行います。

④ 機能訓練

- ・利用者の状況に適した生活機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。

⑤ 健康チェック

- ・血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。

⑥ 送迎サービス

- ・ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

イ 訪問サービス

- ・利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。
- ・訪問サービス実施のための必要な備品等（水道・ガス、電気含む）は無償で使用させていただきます。
- ・訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。

① 医療行為

② ご契約者もしくはその家族等からの金銭または高価な物品の授受

③ 飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙

④ ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

⑤ その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

ウ 宿泊サービス

- ・事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の世話や生活機能訓練を提供します。
- ・ひと月をこえる連泊のご希望の場合、利用者様及び家族様の介護疲れなどを総合的に判断しお受けいたします。・連泊を更新希望される場合は、あらためてその都度継続の必要性を総合的に判断のうえ更新の可否を判定させていただきます。

＜サービス利用料金＞（契約書第5条参照）（1割負担の場合）

ア 通い・訪問・宿泊（介護費用分）すべてを含んだ一月単位の包括費用

ご契約者様の要介護度と サービス利用単位数	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基本単価	3,450	6,972	10,458	15,370	22,359	24,677	27,209
サービス提供体制加算Ⅱ	640	640	640	640	640	640	640
総合マネジメント加算Ⅰ	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
訪問提供体制強加算			1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
生産性向上推進加算Ⅱ	10	10	10	10	10	10	10
小計	5,300	8,822	13,308	18,220	25,209	27,527	30,050
5. 処遇改善加算Ⅱ 14.6%	773	1,288	1,942	2,660	3,680	4,018	4,387
合計	6,073	10,110	15,250	20,880	28,889	31,545	34,437

利用料金は1か月ごとの包括費用（定額）です。

上記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります）。

- ☆ 月ごとの包括料金ですので、契約者の体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より利用が少なかった場合、または小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より多かった場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません。
- ☆ 月途中から登録した場合または月途中で登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の登録日及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。  
 登録日・・・利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日  
 登録終了日・・・利用者と当事業所の利用契約を終了した日
- ☆ ご契約者が介護認定を申請中で、まだ要介護認定を受けていない場合には、一次判定に基づくサービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

- ☆ ご契約者に提供する食事及び宿泊に係る費用は別途いただきます（下記（２）ア及びイ参照）
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

#### イ 個別加算（1 単位=10 円）

##### 1. 初期加算 30 単位/日

小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として下記のとおり加算分の自己負担が必要となります。30日を超える入院をされた後に再び利用を開始した場合も同様です。

##### 2. 認知症加算（主治医の意見書に基づきます）

###### ● 認知症加算（Ⅲ）760 単位/月

日常生活に支障を来すおそれのある症状・行動が認められることから、介護を必要とする認知症の利用者（認知症日常生活自立度Ⅲ以上）

###### ● 認知症加算（Ⅳ）460 単位/月

要介護2に該当し、日常生活に支障を来すおそれのある症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、周囲の者による注意を必要とする認知症の利用者（認知症日常生活自立度Ⅱ）

##### 3. 生活機能向上連携加算（介護予防も含む）

###### ● 生活機能向上連携加算（Ⅰ）100 単位/月

訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所またはリハビリテーションを実施している医療提供施設（許可病床数200未満）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で介護支援専門員が生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成（変更）することを定期的に行う

###### ● 生活機能向上連携加算（Ⅱ）200 単位/月

訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所またはリハビリテーションを実施している医療提供施設（許可病床数200未満）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が利用者宅を訪問し身体状況などの評価（生活機能アセスメント）を共同して行い、介護支援専門員が生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成する

##### 4. 栄養改善（介護予防も含む）

###### ● 口腔・栄養スクリーニング加算 20 単位/回（6ヶ月に1回を限度）

サービス利用者に対し、利用開始時及び利用中 6 ヶ月ごとに栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態にかかる情報（医師、歯科医師・管理栄養士などへの相談含む）を介護支援専門員に文書で共有する

#### ウ 共通加算（1単位=10円）

1. サービス提供体制加算 研修等を実施しており、かつ、次のいずれかに該当すること  
(I) 介護福祉士が 70%以上配置されていること 750 単位/月  
(II) 介護福祉士が 50%以上配置されていること 640 単位/月  
(III) 介護福祉士が 40%以上、もしくは常勤職員が 60%以上配置、もしくは 3 年以上の勤続年数のある者が 30%以上配置 350 単位/月
2. 看護職員配置加算
  - 看護職員配置加算（Ⅰ）900 単位/月  
常勤かつ専従の看護師を 1 名以上配置している場合
  - 看護職員配置加算（Ⅱ）700 単位/月  
常勤かつ専従の准看護師を 1 名以上配置している場合
  - 看護職員配置加算（Ⅲ）480 単位/月  
常勤換算方法で 1 名以上配置している場合
3. 訪問提供体制強化加算 1,000 単位/月  
訪問サービスを積極的に提供する体制として、訪問を担当する従業者を常勤で 2 名以上配置し、ひと月当たり延べ訪問回数が 200 回以上の事業所を評価する加算
4. マネジメント体制強化加算 I 1,200 単位/月
  - ☆ 利用者の心身の状況又は家族を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行っている事
  - ☆ 利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて地域の行事や活動等に積極的に参加していること。
5. 若年性認知症利用者受入加算（介護予防含む）
  - 若年性認知症利用者受入加算 800 単位/月（介護）
  - 若年性認知症利用者受入加算 450 単位/
6. 処遇改善加算
  - 処遇改善加算Ⅰ：所定単位数合計に 10.2%加算  
キャリアパスなど職員教育体制など必要な基準をみたしていること
  - 特定処遇改善加算Ⅱ 所定単位数の合計に 1.5%加算
  - ベースアップ等支援加算 所定単位数に 1.7%加算

7. 科学的介護推進体制加算 40 単位・月

8. 生産性向上推進加算Ⅱ 10単位

☆利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じたうえで、生産性向上ガイドラインにもとづいた改善活動を継続的に行っていること

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

ア 食事の提供（食事代）

ご契約者に提供する食事に要する費用です。

料金	朝食	昼食	夕食	おやつ
	200 円	520 円	620 円	100 円

イ 宿泊に要する費用

ご契約者に提供する個室使用料です。

宿泊費(10泊まで)	3,500 円/1泊
宿泊費(11泊~31泊)	2,200 円/1泊

ウ 通常の事業の実施地域以外のご契約者に対する送迎費

事業所から片道 10 kmを超えた場合	10 kmを超えた地点から 1 kmにつき 60 円
---------------------	----------------------------

エ おむつ代

おむつ M	1 枚	110 円
L	1 枚	130 円
紙パンツ M	1 枚	100 円
L	1 枚	110 円
パット 大	1 枚	40 円
小	1 枚	30 円

オ その他

- 個別レクで発生した材料代など実費
- 学習療法教材費
- 洗濯代 300 円/回
- おむつ等廃棄負担金（紙パンツ・パットなどの使用者）50 円/日

カ 複写物の交付

ご契約者は、サービスの提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

- A4 15 円/枚

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。

### (3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第5条参照)

前記(1)(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し次のいずれかの方法によりお支払いいただきます。

#### ① 口座振替

お客様の指定される金融機関から毎月 27 日に振替
---------------------------

#### ② 【銀行振込】※振込料はお客様にてご負担願います。

但陽信用金庫 加西支店 普通預金 5108825 有限会社ウェルビー
---------------------------------------

### (4) 利用の中止、変更、追加 (契約書第6条参照)

☆ 小規模多機能型居宅介護サービスは、小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、契約者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせることで介護を提供するものです。

☆ 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。

この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業者に出してください。

☆ 5. (1) の介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は1か月ごとの包括費用(定額)のため、サービスの利用回数等を変更された場合も1ヶ月の利用料金は変更されません。ただし、5. (2) の介護保険の対象外のサービスについては、利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただしご契約者の緊急入院等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の申し出がなかった場合	当日の利用料金 (自己負担相当額)の100%

☆ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します

### (5) 小規模多機能型居宅介護計画について

小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれて

いる環境を踏まえて、通い、訪問及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業者は、ご契約者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、ご契約者と協議の上で小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面にて記載してご契約者に説明の上交付します。

## 6. 事故発生時の対応

- ① 利用者に対する小規模多機能型居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。
- ③ 事故が発生した場合は、その事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- ④ 事故が生じた場合にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

## 7. 緊急時における対応方法

(1) 職員は、サービス実施中に利用者の心身の状況に異常その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡などの措置を講ずるとともに、管理者に報告しなくなければならない。

(2) 主治医との連絡並びに指示が得られなかった場合には、事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診の適切な処置を講ずる。

## 8. 非常災害対策

(1) 小規模多機能型居宅介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

(2) 非常災害に備え、年2回程度の避難訓練を行う。

<消防用設備>

消火器、スプリンクラー、自動火災通報設備

## 9. 苦情の受付について（契約書第18条参照）

### (1) 当事業所における苦情の受付

電話番号	TEL 0790-46-1787
受付時間	午前 9:00 ~ 午後 4:00
苦情受付担当者	織邊 智香子
苦情解決責任者	三船 由香

### (2) 本事業所以外のサービス相談窓口、および苦情受付窓口

●市区町村のサービス相談窓口、および苦情受付窓口

市区町村名	加西市
-------	-----

電話番号	TEL 0790-42-8788
担当部署	長寿介護課

●国民健康保険団体連合会のサービス相談窓口、および苦情受付窓口

国保連合会	国民健康保険団体連合会
電話番号	TEL 078-332-5617
担当部署	介護サービス苦情相談窓口

(3) 苦情対応の手順

- ① 苦情の受付
- ② 苦情内容の確認
- ③ 苦情解決責任者等への報告
- ④ 利用者様またはご家族への苦情解決に向けた対応の事前説明・同意
- ⑤ 苦情の解決に向けた対応の実施
- ⑥ 再発防止、および改善の実施
- ⑦ 利用者様またはご家族への苦情解決結果の説明・同意
- ⑧ 苦情解決責任者等への最終報告・記録

10. 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

<p>&lt;運営推進会議&gt;</p> <p>構成員：利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村職員、地域包括支援センター職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等</p> <p>開催：2ヶ月に1回開催</p> <p>会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録します。</p>
---

11. 協力機関、バックアップ施設

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

<p>&lt;協力医療機関&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 安積内科医院（内科） 加西市北条町 TEL 0790-46-0361-</li> <li>● 初田歯科医院（歯科） 加西市朝妻町 1218-18 TEL 0790-47-1260</li> </ul>
---

12. 短期利用共同生活介護

当事業所は、利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支

援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であつて、指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合に登録定員の範囲内で、空いている宿泊室等を利用し、短期間の指定小規模多機能型居宅介護（以下「短期利用居宅介護」という。）を提供する。

2 短期利用居宅介護は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者数が登録定員未満であり、かつ、以下の算式において算出した数の範囲内である場合に提供することができる。

〔算定式〕

当該事業所の宿泊室の数 × (当該事業所の登録定員 - 当該事業所の登録者の数) ÷ 当該事業所の登録定員 (小数点第1位以下四捨五入)

3 短期利用居宅介護の利用は、あらかじめ7日以内（利用者の日常生活上の世話をを行う家族等が疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めるものとする。

4 短期利用居宅介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の介護支援専門員が小規模多機能型居宅介護計画を作成することとし、当該小規模多機能型居宅介護計画に従いサービスを提供する。

(1割負担の場合の料金)

要介護度	利用料金	滞在費	3500円/日
要支援1	423円/日	朝食	200円
要支援2	529円/日	昼食	520円
要介護1	570円/日	おやつ	100円
要介護2	638円/日	夕食	620円
要介護3	707円/日		
要介護4	774円/日	紙オムツ代 レクリエーション費など	実費
要介護5	840円/日		

小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者名 小規模多機能施設 なの花 かさい  
所在地 〒675-2332 加西市鎮岩町482番地の

1

管理者 三船 由香 印

説明者 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所

氏名 印

親族代表 住所

氏名 印

(本人との続柄： )

私は、利用者本人が本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意したことを確認しました。

立会人 住所

氏名 印

(本人との続柄： )

説明日時 令和 年 月 日 時 分 迄

説明場所 契約者自宅・当事業所・その他 ( )